🤁 厚生労働省

岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表令和4年10月18日(火)

【照会先】

岩手労働局労働基準部賃金室 室 長 菅原 嘉宏 室長補佐 佐々木善一 電話 019-604-3008

報道関係者 各位

岩手県最低賃金が10月20日から854円になります

岩手労働局(局長 稲原 俊浩)では、<u>岩手県最低賃金が10月20日(木)</u>から現行最低賃金を33円引上げた時間額854円に改正発効されることから、関係行政機関をはじめ商工団体、労働者団体、使用者団体、事業者団体等に広く周知広報を行っております。

岩手県最低賃金は、年齢や正社員、パート、アルバイト等を問わず、岩手県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、使用者は、令和4年10月20日以降の労働に対する対価として、時間額854円以上の賃金を支払う必要があります。

また、今年度の引上げ額は、過去最大の引上げ額となることから、中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げへの支援策として、業務改善助成金や各種支援策についても広く周知広報を行っております。

【岩手県最低賃金改正発効のポイント】

☑ 働くすべての人が対象!

年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

☑ 最低賃金未満の労働契約は無効!

最低賃金を下回って支払われた賃金と最低賃金との差額があれば、10月20日の発効日にさかのぼって請求できます。

☑ 岩手県最低賃金の不払は50万円以下の罰金!

(参考)最低賃金制度と地域別最低賃金

最低賃金制度と地域別最低賃金

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、 使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制 度です。

2 最低賃金の種類

【岩手県最低賃金】

産業や職業の種類、パートタイム労働者等の名称、年齢を問わず、原則として岩手県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を1人でも使用するすべての使用者に適用されます。

岩手県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の 罰金が科せられます。

【岩手県特定(産業別)最低賃金】

岩手県内の特定の産業について決定され、当該産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されます。

岩手県で特定(産業別)最低賃金が設定されている産業と金額は、

- 「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」878円
- 「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」856円
- 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」847円
- 「各種商品小売業」767円
- 「百貨店,総合スーパー」800円
- 「自動車小売業」879円

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店,総合スーパー」の最低賃金額は、改正された岩手県最低賃金を下回ることとなりますので、より高い岩手県最低賃金の854円が適用されます。

3 最低賃金と支払われる賃金との比較方法

実際に支払われる賃金額が最低賃金以上となっているかどうか調べるには、 精皆勤手当等の除外賃金を差し引いた後の賃金額と適用される最低賃金額と を賃金形態に応じて、以下の方法で比較します。

- (1) 時間給の場合 時間給 最低賃金
- (2) 日給の場合 日給÷1日の所定労働時間 最低賃金
- (3) 月給の場合 月給額を1時間当たりの金額に換算 最低賃金
- * 最低賃金との比較に当たって、算入しない賃金

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金

(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、

通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



岩手県 最低賃金

854円

令和4年 10月20日から

E33_{HUP}

会社員、パート、 アルバイトの方、学生さんなど 働くすべての人と 雇う人のためのルールだよ!



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



最低賃金に関する特設サイト https://www.saiteichingin.info/ 最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ 岩手労働局ホームページアドレス https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/ 中小企業事業者の皆さんへ



最大 600万円 を助成



「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を 保障する制度のことだよ!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、 すべての労働者に適用されます。



確認の方法は?

確認したい賃金を時間額にして、 低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

	最低賃金額と	の比較方法	あなたの	賃金と該当する都道原	存県の 晶	景低賃金額を書き込ん	でみま	しょう。(※2)	
1	時間給の場合	時間給	≧	最低賃金額(時間額) 円					
2	日給の場合	日 給	÷ [1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円	
3	月給の場合	月 給	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円	
4	上記 1,2,3 か 組み合わさっている場)。 各手 3	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合			 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す 働と❷を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額) 			
(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。 (1)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆動手当、通動手当および家族手当									

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



業務改善助成金

600万円を

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で 最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る 中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備 投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費 用の一部を助成します。

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の 動画もあります。



支給の要件





引上げ後の 賃金額の支払い



生産性向上に資する 機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の 不交付事由がない



助成金 支給まで の流れ



交付由請書: 事業実施計画などを、 事業場がある都道府県





交付決定後、 提出した計画 に沿って事業



労働局に 事業実施結果





専門家による 無料相談を 実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方 改革推進支援センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター 検索、

働き方改革 推進支援 資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の 引上げに取り組む者に対して、 設備資金や運転資金の融資を行っています。

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙・ リサイクルできます。 (R49)

働き方改革推進支援資金

R4 9/1 拡充版

助成率80%

最大100万円

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者 を支援する助成金です。

通常コース

助成率最大90⁰ 最大600万円 これから従業員の賃金を30円

以上引き上げたい 生産性向上を図る設備投資を 考えている

申請締切 R5 1 /31 (火)

特例コース

コロナ 禍で売上が減少または

原材料費の高騰で利益率が低下 従業員の賃金を30円以上引き上げ

生産性向上を図る設備投資を考えている

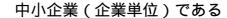
設備投資って?

手作業で行っていた作業について機械を導入することに よって業務が効率化する、などの投資が該当します。詳 しくはこの資料の中をご覧ください



要件を確認

共通





通常

助成対象の事業場規模が100人以下

事業場内の最も低い賃金(時給換算)が地 域別最低賃金~30円の範囲内

岩手県の場合

R3.10.2~R4.10.19(予定)までに賃上げをする場合 時給単価821~851円の範囲に事業場で最も低い時給 の労働者が入っていること

R4.10.20 (予定)以降に賃上げをする場合 時給単価854~884円の範囲に事業場で最も低い時給 の労働者が入っていること



この労働者たちの時給をこれから30円以上 引き上げたい。

すでに賃上げ済みの事業所は

特例

新型コロナウイ ルス感染症の影 響で売上高等が 30%以上減少し ている

原材料の高騰等 により利益率が 5%ポイント以 上低下している。

事業場内の最も低い賃金(時給換算)が地 域別最低賃金~30円の範囲内

令和3年7/16~R4.12/31の間に事業場内最 低賃金を30円以上引き上げ済み

賃金引上げ これでも**OK**

賃金引上げが30円未満の場合でも この助成金の申請までに賃金引上げ日 に遡って引上げをし その差額が支払われている。

生産性向上を図るような設備投資をこれからしたいと考えている。

業務改善助成金の利用をご検討ください。

お問い合わせは業務改善助成金コールセンターへ 0120 - 366 - 440

受付時間 平日午前8:30~午後5:15

申請先 岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 5 F

R4.9

T E L 019-604-3010

通常コース業務改善助成金

詳しくは厚生労働省HPでご確認ください。申請をお考

えの際は掲載の以下の資料を必ずご覧ください。

交付要綱 交付要領

申請書記載例 Q&A



対象者(事業場)

中小企業

事業場内最低賃金と地域 別最低賃金の差額が30円 以内

事業場規模100人以下

支給要件 すべて満たすこと

賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと 引き上げ後の賃金額を支払うこと

生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を 支払うこと

解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

助成額

最大

600 万円

助成率

80%から アップ

9/10/ **(90%)** 10/20以降、事業場内最低賃金 が870~884円の事業所

4/5(80%)

ただし生産性要件を満たした場合は90%。 詳しくは厚生労働省HP参照

- 引上げ額に応じた助成上限額

引き上げる労働者数

	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

助成対象となる設備投資

機械設備 コンサルティング導入 人材育成·教育訓練

など

特別に

30%から拡充

NEW

原材料費の高騰など社会的・経 ま済的環境の変化等外的要因によたり、利益率が前年同月に比べは3%ポイント以上低下した事業者

3%ポイント以上低下した事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や 生産量等の事業活動を示す指標の直近の3か月 の平均値が3年前までの同月に比べて15%以上減 少している事業者

特別に以下の設備投資も可能です。

スマホ、タブレット

定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車 など

助成金手続きの流れ

申請書提出締切 R5 1/31

付申

交付決定通知

通知

要業 報告 書

NEW

申請準備

労働局 審査

事業実施期間

労働局 審査

成金支給

助

賃金引上げは交付申 請書を提出した以降 に行ってください。

交付決定するまで設備投 資等(機械などを購入)し ないでください。

特例コース業務改善助成金

詳しくは厚生労働省HPでご確認ください。申請をお考え の際は掲載の以下の資料を必ずご覧ください。

交付要綱 交付要領 申請書記載例 Q&A



対象者(事業場)

中小企業

事業場内最低賃金と地域別最低 賃金の差額が30円以内

助成額

助成率

最大

100 万円

4 / 5 (80%)

75%から アップ

支給要件 すべて満たすこと

NEW

新型コロナウイルス感染症の影響によ り「売上高または生産性量を占める指 標の令和3年4月~令和4年12月までの たは 間の連続した任意の3か月の平均値」が 3年前までの同期と比べて30%以上減 少していること。

原材料費の高騰など 社会的 経済的環境 の変化等外的要因に より、利益率が前年同 月に比べ5%ポイント 以上低下した事業者

令和3年7月16日~令和4年12月31日の間に事業場内最低賃金を

30円以上引き上げていること

期間延長

生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、 その費用を支払うこと

解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

引上げ人数に応じた助成上限額

引き上げる労働者数

2~3人 4~6人 7人以上 30円以上引き上げ 30万円 50万円 70万円 100万円

助成対象となる設備投資

例えば

設備投資

機械設備 人材育成 コンサルティング導入 パソコン・スマホ

NEW

定員7人以上又は車両本体価格200万円 以下の自動車 など



関連する経費

広告宣伝費 汎用機器 机

椅子

など



チラシで 宣伝!

助成金手続きの流れ

申請書提出締切

期間延長

R5 1/31

付申

交付決定通知

通知

事業 報告書

申請準備

労働局 審査

事業実施期間

労働局 審査

申請前に30円以上

の賃金引上げが完 了した状態

交付決定するまで設 備投資等(機械など を購入)しないでくだ さい。

助成金支給

業務改善助成金での時給計算の仕方

業務改善助成金では事業場内の最も低い賃金が地域別最低賃金~30円の範囲内(地域別最低賃金が改定された場合は変更)であることが必要です。

ポイント 1

時給計算に算入

基本給

日給

時給

各種手当(資格手当や役職手 当など)

ポイント2

時給計算から除外

臨時に支払われる賃金(結婚手当等)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

時間外割増賃金·休日割増賃金·深夜割増 賃金

精皆勤手当·通勤手当·家族手当

詳しくはこちらで ご確認ください



厚生労働省HP 最低賃金の確認方法

活用事例

事業内容	取組概要
足場工事	フォークリフトの導入により、機材の積み下ろしや資材の運搬が容易になった。資材置き場も整理整頓され、現場の準備時間及び片付け作業がそれぞれ30分短縮した。
製本·印刷	自動裁断機の導入により、裁断工程における作業スピードが従来の2倍程度まで向上した。また製本機の導入により、既存の製本機と2台体制が可能となり、製本工程のスピードが1.5倍程度に向上した。
学習塾	Web授業を実施するための機器(PC、カメラ、マイク等)の導入及びWeb授業専用ルームの設置により、Web授業の準備やそれに係る保護者への連絡等の事務作業が削減された。
歯科診療	デジタルレントゲン機器の導入により、画像が鮮明になり、1回10分程度かかっていた現像作業が1分程度に 短縮された。また、ローラーのクリーニングや現像液の交換などのメンテナンスに要する時間や廃棄物が削 減された。
清酒製造	ラベル発行プリンタの導入により、手作業で行っていたラベルへの製造年月日の記載が機械化されて、作業時間や記載ミスが削減され、製造や顧客管理等の業務に人員を集中できるようになった。
クリーニング	ハンガーのまま商品を包装する自動立体包装機の導入により、作業者による仕上がりのばらつきもなくなり、 1商品あたり30秒かかっていた作業時間が12秒に短縮された。
レンタルオフィ ス	監視カメラ及びスマートロックシステムの導入により、従業員不在の時間帯に不審者や事故への対応を遠隔地からでも管理可能になり、受付業務時間が半減して、1か月あたり約50時間の時間外労働を削減することができた。
美容院	オートシャンプーの導入により、頭皮環境及び髪の仕上がりが良好となった上、シャンプー及びトリートメントの施術に要する時間が顧客1人あたり約10分程度短縮され、従業員が休憩時間を取りやすい環境となった。
一般公衆浴場	ボタン式からタッチパネル式の券売機への入替により、1人あたりの発券作業がやや短縮され、毎月のサービスメニュー変更に伴う券売機の更新作業時間は約1時間から5分程度に短縮された。
貸し農園	監視カメラ及びモニターの導入により、現場に行くことなく農作物の育成状況の映像を農園使用者に対してメール配信が可能となった。また耕運機及び培土機の導入により約30時間の作業が6時間程度に短縮された。
自動車整備	高機能スキャンツールの導入により、各人の整備能力が標準化されサービス水準も向上し、1台あたり1時間かかっていた電子システムの故障診断が15~20分に短縮され、1日の整備台数は平均約2倍になった。
ビルメンテナン ス	業務用コードレスクリーナーの導入により両手で作業していた階段清掃が片手で可能になって作業の安全性が向上し、床清掃時間は約10分短縮された。これにより消毒作業も可能になって清掃単価が向上する現場もあった。

岩手労働局における事業主に対する支援策について

岩手労働局においては、事業主の皆様の雇用に関するお悩みに対応できるよう、以下の支援策を実施していますので、お気軽にご相談下さい。

1. 最低賃金・賃上げを行う場合の支援策

業務改善 助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

業務改善 助成金 特例コース 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少又は原材料高騰により利益が減少した中小企業・小規模事業者が、令和3年7月16日~令和4年12月31日の間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資等を行う場合に、その費用の一部助成。

雇用環境·均 等室

キャリア アップ 助成金 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった いわゆる非正規労働者の企業内でのキャリアアップを 促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した 事業主に助成。

助成金相談コーナー

専門の 相談窓口 中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営·労務 管理に関する相談に対して、専門家による無料相談と 専門家の派遣を実施。 岩手働き方 改革推進 支援センター

2.新型コロナの影響による休業、雇用維持等への支援策

雇用調整 助成金 (特例措置) 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成。

助成金相談 コーナー又は 最寄りの ハローワーク

新型コロナウ イルス感染症 対応休業支援 金・給付金

新型コロナの影響により休業させられた労働者のうち、 休業手当の支払いをうけることができなかった労働者に 対して支援金を支給。

職業安定課

産業雇用 安定助成金 新型コロナの影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・先の事業主に対して労働者の賃金の一部等を助成。

助成金相談 コーナー又は 最寄りの ハローワーク

3.新型コロナウイルスの影響により仕事を休む労働者への支援策

小学校 休業等対応 助成金 新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業等した場合に、子どもの世話を行うため、その保護者である労働者が有給休暇を取得したことによる費用を助成(上限あり)。

雇用環境·均 等室

4.従業員のスキルアップや人材確保等への支援策

(1)従業員のスキルアップの取り組みへの支援

人材開発 支援助成金 労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

新設された「人への投資促進コース」では、高度デジタル人材育成訓練への高率助成やサブスクリプション型の訓練への助成を実施。

助成金相談コーナー

(2)新たな人材の確保に向けた支援

ハローワーク での人材 確保支援 各事業所が求める人材の確保に向けて、県内12カ所のハローワークにおいてマッチング支援(求職者の紹介、 求人条件の相談等)を実施。

- 最寄りの ハローワーク

(3)従業員の再就職の支援

労働移動支援助成金及びハローワークでの再就職支援

事業規模の縮小等により相当数の労働者の離職が見込まれる場合に以下にかかる経費の一部を助成。

再就職支援を職業紹介事業者に委託 求職活動のための休暇を付与 再就職のための訓練を実施

また、ハローワークでは離職が見込まれる従業員への相談支援、職業紹介等を実施。

助成金相談 コーナー又は 最寄りの ハローワーク

【お問い合わせ先】

岩手労働局	雇用環境·均等室	019 - 604 - 3010	職業安定課 助成金相談コーナー	019 - 604 - 3004 019 - 606 - 3285
	ハローワーク盛岡	019 - 624 - 8908	ハローワーク沼宮内	0195 - 62 - 2139
	ハローワーク釜石	0193 - 23 - 8609	ハローワーク遠野	0198 - 62 - 2842
ハローワーク	ハローワーク宮古	0193-63-8609	ハローワーク花巻	0198 - 23 - 5118
	ハローワーク一関	0191 - 23 - 4135	ハローワーク水沢	0197 - 24 - 8609
	ハローワーク北上	0197 - 63 - 3314	ハローワーク大船渡	0192 - 27 - 4165
	ハローワーク二戸	0195 - 23 - 3341	ハローワーク久慈	0194 - 53 - 3374
岩手働き方改革推進支援センター		019 - 681 - 0996		